

4) 心身障害者医療費の助成

「国民健康保険」や「社会保険」、「後期高齢者医療制度」などを用いて医療を受けたときの自己負担額を助成します。

助成されないもの

- 保険のきかない費用（差額ベッド代や文書料等）や入院時食事療養標準負担額
- 介護保険を利用するサービス(訪問介護、訪問リハビリ、介護療養型医療施設等)

対 象 者	身体障害者手帳1～3級、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人（子ども）
所 得 制 限	本人及び配偶者又は扶養義務者の所得制限があります。
利 用 方 法	障 医療費受給者証（黄色）を交付します。その提示により、病院・薬局の窓口での医療費を支払う必要がなくなります。 ※ただし、県外の医療機関を受診する場合は、医療費受給者証は使えません。また、更生医療等他の医療助成がある方も、医療費受給者証が使えない場合があります。その場合、一旦病院・薬局の窓口で医療費を支払い、後で払い戻しの申請をしてください。
払 い 戻 し	医療費助成窓口又は行政サービスセンター、山中・山代・山代桔梗ヶ丘・片山津・動橋・橋立の各郵便局にて手続きしてください。 申請に必要なもの ・領収書（レシート不可） ※受診者氏名、診療報酬点数が明記されたもの ・金融機関の通帳（初めて申請する場合・振込先を変更する場合） ※診療を受けた月から1年を経過した医療費は助成の対象となりません。

申し込み・問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7852 FAX72-1665
※払い戻しの申請は行政サービスセンター、各郵便局でもできます。